

件名	令和6年度 第1回旭川市緑の審議会		
日時	令和6年7月8日(月) 18:00~19:30	場所	旭川市総合庁舎 7階 大会議室B
出席者	【委員】10名 安藤委員, 江口委員, 今野委員, 塩田委員, 滝沢委員, 田中委員, 千葉委員, 成田委員, 舟橋委員, 森崎委員 【事務局】9名 公園みどり課 星課長, 和田主幹, 藤田補佐, 櫻井主査, 吉田主査, 瀧新主任, 鹿島主任, 白瀬係長, 生野主任		
欠席者	【委員】5名 海老子川委員, 小泉委員, 藤倉委員, 堀委員, 守谷委員		
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・資料1 第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラム進捗状況について ・資料2 第2次旭川市緑の基本計画の中間見直しについて ・資料3 都市公園(住吉公園)の区域変更について ・資料4-1 花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定と公園みどり課業務の一部移管について ・資料4-2 花咲スポーツ公園再整備基本構想 ・資料4-3 花咲スポーツ公園再整備基本構想(案)に対する意見提出手続の結果について 		
《概要》 1 開会 (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・江口会長挨拶願う。 (江口会長) <ul style="list-style-type: none"> ・今年度1回目の審議会である。今日, 委員の皆様のおかげで審議会が円滑に進んできた。今日も, 昨年度のアクションプログラムの進行状況などの報告があるので, 様々な意見を出していただけたら幸いである。よろしく願いしたい。 2 議題 (1) 第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラム進捗状況について (江口会長) <ul style="list-style-type: none"> ・議題について事務局から説明願う。 (事務局)			

・ <資料 1 に基づき説明>

(江口会長)

- ・ 第 2 次旭川市緑の基本計画を遂行していくためのアクションプログラム、具体的な行動を毎年プログラム化して、それを令和 3 年度からこの資料のように毎年度進めていくということである。今説明があったのは令和 5 年度にやるべきことが実現できているかどうかということだ。
- ・ 全体を説明するには時間が不足するというので、主要施策のうち資料中の 6 ページの青色のところは新たに予定どおり行った施策、3 ページの黄色のところはまだ予定どおり進行していない未着手の施策として説明があった。
- ・ しかし、未着手としていながらも、説明のとおり、永山のみずほ公園と永山の児童遊園の機能分担など、プログラム（児童遊園の充実と統廃合の検討）に準じた方向で進め始めている施策があるという話である。
- ・ 青色で示され、少し具体的に予定どおりという報告があった、先進自治体の情報収集について、主要施策である「公共施設緑化指針（ガイドライン）の作成」のために情報収集をしたということだが、何かもう少し質問しておきたいことはないか。
- ・ 説明があったところを含め、質問・意見はないか。

(A 委員)

- ・ 資料 6 ページの c-3-1「緑化基金の見直し」の項に「ふるさと納税との連携」と記されているが、どのようなことが行われているのか。

(事務局)

- ・ ふるさと納税を都市緑化基金に繰り入れて、街の緑化を進めるため、北彩都ガーデンの維持管理費の一部であるとか、町内会から申請を受けて花株を助成し街中の道路の際などに植えていただくといった事業に活用しているところである。

(江口会長)

- ・ ふるさと納税がまさにふるさとのために使われているということだ。

(B 委員)

- ・ 市民としてあまり注視してこなかったこともあるが、例年同じような取組が実施されているようで、どの程度進んでいるのかよく分からない。
- ・ プログラムの施策の柱として資料 8 ページに e-2「生物多様性の拠点と連携づくり」という項があり、主要施策実施のための取組予定として「自然生態系の調査実施」が複数掲げられて、令和 3 年度以後毎年実施しているようだ。自身の旭山との関わりの中では調査の実態を把握したことはないのだが、どのような形で実施しているのか。

(江口会長)

- ・ アクションプログラムは上段に取組予定があり、下段が実績という 2 段構成になっている。よく見ると実績が微妙に異なって数字が増減したり、実績の個数が増えたりしている。生態系の調査について事務局から回答できるか。

(事務局)

・本取組は当課以外に環境総務課においても実施されており、環境総務課からは、外来生物の調査や駆除などの活動を例年行っていると報告を受けている。

・取組は先に同じ内容で予定が組まれており、その予定の文言に沿った報告の仕方をしてることから同じように見えるものと考え。実際には今申し上げたような内容を含んでいる。

(江口会長)

・例えば資料9ページ、E-3-4のところについては、令和3年度実績は助成109団体となっているが、次の年は105団体に助成している。苗木のプレゼントも令和3年度は27本に対し、次の令和4年度には19本というように実績を下に記しており、上は予定のためそのまま進んでいる。

(B委員)

・実施した細かな数値や植物の種類などを表などで示してもらえたらと思う。

(江口会長)

・どのような調査を行ったかということを経年提示できれば、毎年違ったことを実施しているとわかると思うが今回は資料になっていない。しかし、確実に進んではいるようだ。

(C委員)

・未着手になっている件もあるが、アクションプログラムは継続してやらなければならないと考える。予算の確保はされているのか。

(事務局)

・予算は毎年精査して積算することから、具体的にお示しするのは難しい。

(江口会長)

・計画があつて、アクションプログラムの内容を決めているので、実行はしなければならない。そのための予算は毎年毎年要求する必要がある。

(事務局)

・実施の前年に必要予算を要求して査定があるという形になる。

(江口会長)

・他になければ、承認いただいたということによいか。

(異論なし)

(2) 第2次旭川市緑の基本計画の中間見直しについて

(江口会長)

・議題について事務局から説明願う。

(事務局)

・<資料2に基づき説明>

(江口会長)

・先ほどの話にも出てきた第2次旭川市緑の基本計画だが、資料からわかるように、2016年に策定されており、今年で8年が経過する。2016年から35年までの20年間、この基本計画を遂行していくということ等である。それと同時にアクションプログラムが作ら

れて、そのとおりに進めるということだ。

- ・8年経過して中間年である10年目ぐらいで見直しすることが計画内に記されているので見直しが必要だということのようだ。その際の留意点が、資料第2項のところにある第8次旭川市総合計画。この計画が令和9年まで機能するものとなっている。

- ・総合計画はいつ策定されたものか。

(事務局)

- ・平成28年策定で平成39年までの12年間の計画になる。令和5年に直近の改訂を行った。

(江口会長)

- ・総合計画が一番大本になる計画であり、その計画に沿った形で緑の基本計画を作成し遂行していかなければならないということ。そこに留意しながら中間の見直しをやるということだ。そのスケジュールがさきほど説明があったような形で進んでいくということ。

- ・どこかで緑の基本計画の見直しが入るということで、見直しが入ったらアクションプログラムもそれに合わせて多少の修正が必要になるかもしれないということになる。

- ・そのように見直しを行うということだが、この見直しについて質問等あればお受けする。

- ・おおよそコンサル担当の業者に業務委託をすると考えられ、どこに委託するかによって、内容もかなり違ってくると思われる。どれも同じような計画になってしまうのが、コンサルに委託する際の一つの欠点のように思うが、そこも考慮しながら、旭川市に合った業者を選定していくということによいか。

(事務局)

- ・緑の基本計画を得意とする業者もいる。あとは我々から旭川市の状況、背景を説明し、このアクションプログラムで課題となっていることなどの情報をインプットしながら、こういったものがあるべき姿かということ、一緒に検討していけたらと考えている。

(江口会長)

- ・ここでは緑の基本計画が今年で8年目に入り、おおよそ中間年に差し掛かったので見直しをしていくということだ。この見直しについて、こうしたスケジュールなどを承認してよろしいか。

(異論なし)

(3) 都市公園(住吉公園)の区域変更について

(江口会長)

- ・議題について事務局から説明願う。

(事務局)

- ・<資料3に基づき説明>

(江口会長)

- ・確認しておきたいが、現在この住吉公園内に交番の建物があるというように捉えてよいか。

(事務局)

- ・お見込みのとおり。

(江口会長)

- ・現在は公園の区域内に交番があるということだ。ただしそうした建物を建てるのが30平方メートルまでしか認められないということでしょうか。

(事務局)

- ・お見込みのとおり。都市公園法施行令の中で規定されている。

(江口会長)

- ・交番に限らず、あらゆる建物が認められないのか

(事務局)

- ・交番に関する規定である。

(江口会長)

- ・交番は広さ30平方メートルまでしか建物を建てることができないことになっており、物置も含めて現在29.09平方メートル。駐車場は含まないということでしょうか。

(事務局)

- ・駐車場は建築物ではないため含まない。

(江口会長)

- ・現在住吉公園内にある、大事な、街にとって必要な中核的な交番を、少し大きくしたいということのようだが、都市公園法に抵触するということ。

(事務局)

- ・現在の交番の面積では機能的にかなり手狭な状況のようであり、建物自体も広げて機能拡充を図りたいというように聞いている。

(江口会長)

- ・30平方メートルを超えるので、公園区域の中にあるという形にはできないということか。

(事務局)

- ・お見込みのとおり。

(江口会長)

- ・このため公園区域から除外して、北海道警察に売却するということか。売却という言葉は出てきていないが、公園から切り離して北海道警察の方に委譲するというか売却するという認識でしょうか。

(事務局)

- ・そこは現在まだ協議中となっている。

(江口会長)

- ・いずれにしても交番の敷地面積を公園区域から除外する。交番が広がる。予定する広さの交番を公園区域に置くことが、都市公園法上できないということだ。そのため、区域を変更して公園を狭くする予定だが、緑は十分に確保するか、それ

以上の緑を今後も増やしていく予定であるため、区域変更を認めてほしいということのようである。

- ・付近を通られた方はわかると思うが、対象となる交番は、春光のイオンのすぐ前にあるちょっと小さな交番である。

今は公園内に建物があり地域住民のために機能しているが、もう少し大きくしてより治安・安全を確保したいということである。駐車場も資料に記されたとおり、これまでよりも多くの車両を止められるようになり、中枢中核を担うような交番になっていくということだ。

何か質問があればお受けする。

(A 委員)

- ・この決定権はどこにあるのか。

(江口会長)

- ・区域変更に関しては市が決めるということによいか。

(事務局)

- ・お見込みのとおり。

(江口会長)

- ・売却という方法になるか、どのような方法にしていくかということは、未定ということによいか。

(事務局)

- ・今後の市と北海道との協議による。

(江口会長)

- ・公園区域から除外するに当たり、売却しない場合は市の所有地のまま進めるかもしれないということか。

(事務局)

- ・今後の協議があるため現時点で明言できないが、売却という形で進むことが最もすっきりする形ではないかと考えている。

(江口会長)

- ・公園の敷地ではなくなるということ。しかし現時点で既に交番は公園の敷地内に建っているため、事実上公園の一部は交番になっている状態にある。そこが少し広がるというように認識される。

- ・少し公園の面積が減るが、悪いことではなく、むしろ良いことではないかと思う。事務局からは、これまで以上に緑を増やしていく予定であるため、緑地確保の点では問題ないという説明もあった。

他に何か質問はないか。

(C 委員)

- ・現在の建物が 29 平方メートルで、予定される建物は 45 平方メートル、場所は移動になるという認識か。

(事務局)

- ・場所は現在の位置のまま広げるようなイメージであり、もう少し後ろ側に広げる。

(C委員)

- ・今は本当に狭いと感じる。運用も大変だと思う。パトカーも軽が1台くらいで。

(江口会長)

- ・これに反対するというより、むしろ北海道警察には旭川を守ってほしいという気持ちもある。他に意見がなければ区域変更を承認するというところでよろしいか。

(異論なし)

(4) その他

なし

3 報告事項

(1) 花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定と公園みどり課業務の一部移管について

(江口会長)

- ・報告事項について事務局から説明願う。

(事務局)

- ・〈資料4-1, 4-2, 4-3に基づき説明〉

(江口会長)

- ・花咲のスポーツ公園の再整備に係る基本構想が策定され、また公園みどり課業務が一部移管されたということのようだ。

私もまだよくわかっていないが、再整備基本構想を策定するなど、従来公園みどり課が扱っていたスポーツ公園の計画整備が公園みどり課から離れて観光スポーツ部の方に移管されたという認識でよいか。

(事務局)

- ・専門の部署を立ち上げて、そちらに移管したということである。

(江口会長)

- ・これまでは建物の整備なども公園みどり課が担当していたということか。

(事務局)

- ・維持管理については、今年度以降も公園みどり課が担当するが、例えば今話題になっているアリーナや東光スポーツ公園の複合体育施設などの計画については、今後スポーツ施設整備課が検討を進めていくということになる。

(江口会長)

- ・公園内にあるいろいろな施設の維持管理は、引き続き公園みどり課が行うが、スポーツ公園の整備計画を立てるところに関して専門の部署で行うことになったということよろしいか。

(事務局)

- ・ お見込みのとおり。
(江口会長)
- ・ 不明な点など質問があればお受けする。進捗の報告ではあるが、何か意見や疑問点があれば聞いておきたい。
(A委員)
- ・ アリーナなどの計画が始まっているが、関連する意見などは移管先の部署に伝えてくれるのか。
(事務局)
- ・ 基本的にはこれからアリーナや花咲スポーツ公園等、スポーツ公園に関わる整備の意見は新設されたスポーツ施設整備課が受けることになる。緑の審議会の中でそうした話題があったときには、スポーツ施設整備課に伝達する形になると考える。
(A委員)
- ・ 今年は線状降水帯など、非常に強い雨のニュースが多い。新しいアリーナを建てる際には、旭川の立地条件に鑑みて、災害などに対応できるような建物にしていきたい。
- ・ 以前も述べたが、スポーツアリーナなので、シャワーの施設を整備してほしい。オホーツク海側の市の市役所にシャワーセットを設けたというテレビ放送を見た。そうした時代に入っているのではないかと考える。
- ・ 親の立場として、これから建物を建てて30年以上の長期に維持・利用していくことを考えると、子どもなどにも対応できる物を作ってほしい。例えば子どものトイレも作ってほしいし、当然バリアフリーのトイレも必要と考える。
和室など休める部屋もあった方がいい。
- ・ 旭川は川に囲まれている町であり、水害時の対応を考えると、1階ではなく、2階より上に重要な施設を置いていただきたい。
- ・ また、市外の方々が来旭中に水害に遭った場合、市民ももちろんだが、施設内で水も確保でき、食事も摂れるような機能を持つ施設にしてほしい。
前回の審議会でも述べたが、いくつかのことが施設内で完結するような造りが望ましい。例えば水の確保に井戸があったり、飲食店を入れる場所については、来旭者が足止めされた場合に、そこで炊事ができるようなキッチンを整備するなどいろいろなことを想定してほしいと考える。
- ・ 旭川で施設計画があると、災害対応をどこまで想定しているのかが想起される。30年以上など長期に建物を維持使用し続けられると思われるので、災害時の使用を想定した施設を作ってほしい。
- ・ 昨年はスポーツ公園におけるサッカーインターハイの決勝時に、みるみる黒雲が湧いて、猛烈な雨が降った。そういったことが全国どこでも起きている。旭川も来ないとは言えない。整備後に「アリーナの建設時の想定には不足がある」と言われないうようにしてほしい。旭川は川に囲まれた街であり、災害への想定が必要であるの

で、安全、災害にも対応した施設を作ってほしい。

- ・一点お願いがある。すごく雨が多くなりそうであるため遊具の点検を願いたい。
- ・また、基本的な質問だが遊具で事故が起こった場合の保険などはかかっているのか。
(事務局)

- ・遊具の点検については、危ないものがないか、遊具の専門業者に依頼して毎年年次点検を行っている。使用すると危険だというものについては使用禁止の措置をとるなど、事故が発生しないような維持管理に努めているところである。
- ・保険については、我々の瑕疵、手落ちなどにより事故があったと判断されるときには適用になる。保険会社が入って過失割合などの話をしながらになる。保険という部分是对応ができるようになっている。

(江口会長)

- ・スポーツ公園については、災害にも対応できるような公園にしてほしいという意見を、事務局がしっかり聞いていたので、市の財布の中と照らし合わせながら充実したものになると思われる。
- ・他に意見などないか。なければその他に移るがよろしいか。

(意見・異論なし)

(2) その他

なし

4 閉会

- ・本日の審議会はこれをもって終了する。

以上